

公益財団法人富山県新世紀産業機構 所蔵資料 貸出利用規約

(目的)

第1条 本規約は、公益財団法人富山県新世紀産業機構(以下「当機構」という。)の所蔵する書籍・映像ソフト・その他資料(以下「利用資料」という。)を利用者に貸し出す場合の取り扱いを定め、これに関する業務を円滑に遂行することを目的とします。

(利用資料の範囲)

第2条 利用者に貸し出すことのできる利用資料は、原則として当機構のビジネスライブラリーに所蔵するすべての書籍(図書、雑誌)、映像ソフト(DVD)、その他資料を対象とします。その他資料とは、各関係機関の機関紙、書籍の体裁をなしていない(簡易なホッチキス留めのもの等)統計、調査報告書等をいいます。ただし、利用資料のうち次に掲げるものは貸出できません。

- (1) 会社録、年鑑、辞典等の書籍で、利用者が調査対象事項を検索して閲覧利用すべき資料
- (2) 資料提供元から特に意思表示された、安易な取り扱いや貸出を禁じている資料
- (3) 著作権上の取り扱いから貸出を禁止している資料
- (4) 雑誌の最新号(貸出はバックナンバーとします)
- (5) 貸出予約の入っているDVD
- (6) その他、当機構が貸し出すことを適当でないと認めたもの

貸出ができない利用資料には、前項(4)～(6)を除いて「貸出禁止ラベル」を貼付して表示します。

(利用者の範囲)

第3条 利用資料は、利用者カードの発行を受けた利用者のみに貸し出すことができるものとします。

(貸出期間)

第4条 利用者へ一度に貸し出す期間は、次のとおりとします。

- (1) 図書、その他資料 14泊15日以内
- (2) 雑誌、DVD 7泊8日以内

(貸出数)

第5条 利用者へ一度に貸し出すことのできる利用資料の数は、次のとおりとします。

- (1) 図書、雑誌、その他資料 各5冊以内
- (2) DVD 5本以内
- (3) 前項の(1)、(2)を同時に貸出することができます。

(貸出手続き)

第6条 利用資料の貸出手続きは、次によります。

- (1) 初めての利用者は身分証明書(運転免許証等)を提示し、利用者登録申込書に所定事項を記入しなければなりません。
- (2) 当機構は、身分を確認後、利用者カードを発行します。
- (3) 利用者が貸出を受ける場合は、利用者カードを提示しなければなりません。

(返却手続き)

第 7 条 利用者は、貸出を受けた利用資料及び付属資料等を貸出袋とともに、貸出期間内に返却しなければなりません。

(DVD 等の予約)

第 8 条 DVD は、貸出日の 3 か月前から予約することができます。

(利用資料の郵送等による返却)

第 9 条 利用資料の郵送等による返却を認めます。ただしその場合、以下の点に注意願います。

- (1) 破損がないよう梱包に留意すること。
- (2) 郵送等にかかる送料は利用者の負担とすること。
- (3) 貸出期間は当機構への到着までとすること。

(利用資料の複写)

第 10 条 当機構では職員が職務上必要な場合を除き、利用資料の複写サービスは原則としていたしません。

(禁止事項)

第 11 条 当機構では利用者による次の項目に該当する行為を禁じています。

- (1) 利用資料をダビング・複写すること
- (2) 利用資料を第三者に譲渡すること。
- (3) 利用資料を第三者に転貸すること。
- (4) 営利行為を目的に利用資料を使用すること
- (5) 遅延返却を繰り返し行うこと。

(破損、紛失の取り扱い)

第 12 条 貸し出した利用資料を利用者が破損または紛失した場合は、現状復旧に必要な実費を弁済していただきます。

(規約の遵守)

第 13 条 本規約を遵守されない場合は、利用者カードの返却を求め、利用資料を貸し出しをいたしません。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。